

「新潟県次世代自動車産業振興協議会」設立趣意書

自動車産業は、我が国において長い歴史を有していますが、引き続き、品質管理、原価低減ノウハウや新しい環境・安全技術等の観点から、他産業に波及し得るリーディング産業であると考えております。一方、本県における自動車産業の広がり、他県に比べて限定的であると認識しており、本県経済発展のため、産学連携等により一層の参入促進が期待されます。

しかしながら、自動車産業への参入には相当の努力が必要であり、自動車関連企業との交流や自動車産業・市場に関する情報収集、生産管理や技術の向上を継続していくことが重要であると考えられるため、このたび、本県の企業、教育・研究機関、金融機関等からなる「新潟県次世代自動車産業振興協議会」を設立することといたしました。

本協議会において、県内企業のニーズに応じた商談会や専門家を招聘したセミナー等の開催、自動車関連企業の関係者によるアドバイスの機会の設定等を継続的に行ってまいりたいと考えております。

つきましては、本協議会設立の趣旨をご理解いただき、本県における自動車産業の振興にご協力いただける企業・団体等の皆様方から広くご参加下さいますようお願い申し上げます。

平成25年11月

設立発起人	新潟県知事	泉田 裕彦
	一般社団法人新潟県商工会議所連合会会頭	福田 勝之
	新潟県商工会連合会会長	岩村 菖堂
	新潟県中小企業団体中央会会長	堀 一
	新潟経済同友会筆頭代表幹事	池田 弘

新潟県次世代自動車産業振興協議会規約（案）

（目的）

第1条 本協議会は、県内の企業、大学、金融機関等が一体となって、次世代の自動車社会を見据え、相互の交流の場を創出し、技術力の向上等による自動車産業への新規参入や受注拡大を目指すことにより、本県における自動車産業の振興を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 本協議会は、「新潟県次世代自動車産業振興協議会」と称する。

（事業）

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）県内外の企業等による商談会、次世代自動車に関するセミナー等の開催
- （2）その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 本協議会の構成は、次の企業及び団体等とする。

- （1）自動車関連企業や自動車産業に参入しようとする企業
- （2）その他、第1条の目的に賛同する団体等

2 本協議会への入退会を希望する者は、所定の様式を事務局に提出することにより入退会することができる。

（幹事）

第5条 本協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、会員の中から総会において選任する。
- 3 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠による幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

（幹事会）

第6条 本協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事で構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて事務局が招集する。
- 4 幹事会は、次の事項を決定する。
 - （1）総会の開催
 - （2）総会に付議する事項
 - （3）第8条に規定する顧問の承認
 - （4）その他、本協議会の目的を達成するために必要な事項で、総会に付議を要しない軽易

な事項

- 5 幹事会の決議は、幹事の半数以上の同意をもって決するものとする。

(総会)

第7条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会の開催は、幹事会が決定する。
3 総会は、次の事項を審議し、決議又は承認する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) 規約
- (4) 幹事
- (5) その他、本協議会に関する重要な事項

- 4 総会の決議は、出席した会員の半数以上の同意をもって決するものとする。

(顧問)

第8条 本協議会の事業に関して助言を得るため、顧問を置くことができる。

- 2 前項に掲げる職については、幹事会の承認を得て、次条に規定する事務局が委嘱する。

(事務局)

第9条 本協議会の事務を処理するため、新潟県産業労働観光部産業振興課及び工業技術総合研究所に事務局を置く。

(事業年度)

第10条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会が設立された年度の事業年度は、協議会設立の日から始まるものとする。

(会費)

第11条 会費は無料とする。ただし、一部事業の実施に伴い参加負担金等を徴収することができる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、幹事会の承認を得て事務局が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年12月18日から施行する。